付録　第二・六条（関税率の差異）３の規定に関する付録

1　この付録の規定の適用上、

(a)　「追加的な要件」とは、原産品の輸出締約国が、第三・五条（域内原産割合の算定）の規定に必要な変更を加えたものに基づいて算定するところにより当該原産品の価額の総額の二十パーセント以上が当該原産品の生産において付加された締約国であるとの要件をいう。（注）

注　この付録の規定に従い当該原産品の価額の総額を算定するに当たっては、第三・四条（累積）１の規定にかかわらず、他の一又は二以上の締約国において生産された産品又は材料は、その原産品又は原産材料としての資格にかかわらず、非原産品又は非原産材料とみなす。

(b)　「期間」とは、日本国が追加的な要件を課する期間をいう。当該追加的な要件を課することは、原産品が日本国による関税率の差異の対象である期間に限定される。

2　この付録の表に掲げる日本国の関税分類番号の九桁番号及びその品名は、それぞれ日本国の関税に係る約束の表に掲げる日本国の関税分類番号の九桁番号及びその品名に対応するものである。

関税品目	品名	期間
○八一九○・一一○	(1)　パイナップル	一年目以降
○八一九○・二一○	(1)　パイナップル	一年目以降
一一○四二三・○一○	1　コーンフレークの製造に使用するもの	一年目以降
一一○四二三・○九○	2　その他のもの	一年目以降
一一○六二○・二○○	―　その他のもの	一年目以降
一八○六三二・二二○	(2)　その他のもの	一年目以降
一九○一一○・二一九	B　その他のもの	一年目以降
二○○四九○・一二○	(2)　その他のもの	一年目以降
二○○四九○・二二一	―　アスパラガス	一年目以降
二○○五六○・○一○	1　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が十キログラム以下のものに限る。）	一年目以降
二○○五九九・一九○	(2)　その他のもの	一年目以降
二○○五九九・二二○	(2)　豆（さや付きのものを除く。）	一年目以降
二○○五九九・九一九	(b)　その他のもの	一年目以降
二○○五九九・九九九	(b)　その他のもの	一年目以降
二○○七九九・一一一	―　ジャム	一年目以降
二○○七九九・二一一	―　フルーツピューレー及びフルーツペースト	一年目以降
二○○七九九・二二二	―　フルーツピューレー及びフルーツペースト	一年目以降
二○○八一九・一九九	―　その他のもの	一年目以降
二○○八三○・一一○	(1)　パルプ状のもの	一年目以降
二○○八三○・一九○	(2)　その他のもの	一年目以降
二○○八三○・二九○	(2)　その他のもの	一年目以降
二○○八九七・二一一	A　パルプ状のもの	一年目以降
二○○八九七・二二九	B　その他のもの	一年目以降
二○○八九七・二三九	B　その他のもの	一年目以降
二○○八九九・一○○	1　梅	一年目以降
二○○八九九・二一五	(b)　その他のもの	一年目以降
二○○八九九・二二九	―　その他のもの	一年目以降
二○○八九九・二三七	―　その他のもの	一年目以降
二○○九一一・一一○	(1)　しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の十％以下のもの	一年目以降
二○○九一一・一九○	(2)　その他のもの	一年目以降
二○○九一一・二一○	(1)　しょ糖の含有量が全重量の十％以下のもの	一年目以降
二○○九一一・二九○	(2)　その他のもの	一年目以降
二○○九一二・一九○	(2)　その他のもの	一年目以降
二○○九一九・一一○	(1)　しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の十％以下のもの	一年目以降
二○○九一九・一九○	(2)　その他のもの	一年目以降
二○○九一九・二一○	(1)　しょ糖の含有量が全重量の十％以下のもの	一年目以降
二○○九一九・二九○	(2)　その他のもの	一年目以降
二○○九二一・一一○	(1)　しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の十％以下のもの	一年目以降
二○○九二一・一九○	(2)　その他のもの	一年目以降
二○○九二一・二一○	(1)　しょ糖の含有量が全重量の十％以下のもの	一年目以降
二○○九二一・二九○	(2)　その他のもの	一年目以降
二○○九二九・一九○	(2)　その他のもの	一年目以降
二○○九三一・二一九	C　その他のもの	一年目以降
二○○九三九・一九○	(2)　その他のもの	一年目以降
二○○九六一・二○○	2　その他のもの	一年目以降
二○○九六九・二一○	(1)　しょ糖の含有量が全重量の十％以下のもの	一年目以降
二○○九七一・一一○	(1)　しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の十％以下のもの	一年目以降
二○○九七一・一九○	(2)　その他のもの	一年目以降
二○○九八九・一一一	A　しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の十％以下のもの	一年目以降
二○○九八九・一一九	B　その他のもの	一年目以降
二○○九八九・一二三	―　その他のもの	一年目以降
二○○九八九・一二九	B　その他のもの	一年目以降
二○○九九○・一一一	A　しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の十％以下のもの	一年目以降
二○○九九○・一二一	A　しょ糖の含有量が全重量の十％以下のもの	一年目以降